

新型コロナウイルスの影響に伴う 「無料低額診療事業」のご案内

当院では、社会福祉法第2条第3項に規定する第2種社会福祉事業として、「無料低額診療事業」を実施しています。今回の新型コロナウイルスについても社会的影響を受けて、経済的な理由によって、必要な医療を受ける機会が制限されないよう、診療費の支払いにお困りの方も支援いたします。

対象者

新型コロナウイルス感染拡大による失業、事業の廃止・休業・縮小などで医療費の支払いが困難な方

対象となる医療費

当院での診療費のみ適用されます。当院薬局での薬剤費や入院時の食事療養費も対象となります。


提出書類

- ・収入減少が確認できるもの（離職票、給与明細など）
 - ・失業、事業の廃止・休業・縮小などが証明できるもの
- ※所定の手続きを経て、原則申請日から適用になります。
相談は無料ですので、まずは、お気軽にご相談ください。

相談窓口

社会福祉法人^{恩賜}財団_{済生会}西条病院 医療ソーシャルワーカー

〒793-0027 愛媛県西条市朔日市 269-1

 0897 - 55 - 5392（直通）

受付時間：平日 8：30～17：00

※土曜日 8：30～12：30（第1・第3のみ）